

令和6年2月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

外貨預金規定等の改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫は令和6年3月29日（金）をもちまして外貨両替業務の取扱いを終了させていただいてくことに伴い、下記のとおり外貨預金規定を改定させていただくこととなりました。

なお、改定後の取引規定等は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定日

令和6年4月1日（月）

2. 改定する規定

(1) 外貨普通預金規定

(2) 外貨定期預金規定

I. 外貨定期預金共通規定

【次頁へ続く】

3. 改定内容（下線部分が変更箇所）

(1) 「預金の払戻し」条項の一部変更

「外貨普通預金規定」

改正後	改正前
<p>1. ～3. <省略></p> <p>4. （預金の払戻し）</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) この預金の外貨現金による<u>払戻しはできません。</u></p> <p>5. ～19. <省略></p> <p style="text-align: right;">以上 (2024.4.1)</p>	<p>1. ～3. <省略></p> <p>4. （預金の払戻し）</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) この預金の外貨現金による<u>払戻請求があった場合でも、当金庫の都合により、店頭に表示する外国為替相場で換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。</u></p> <p>5. ～19. <省略></p> <p style="text-align: right;">以上 (2023.5.1)</p>

(2) 「外国為替相場・手数料等」条項の一部変更

「外貨定期預金規定」

改正後	改正前
<p>I. 外貨定期預金共通規定</p> <p>1. ～3. <省略></p> <p>4. （外国為替相場・手数料等）</p> <p>(1)～(3) <省略></p> <p>(4) この預金について外貨現金による<u>払戻しはできません。</u></p> <p>5. ～16. <省略></p> <p>II. <省略></p> <p>III. <省略></p> <p style="text-align: right;">以上 (2024.4.1)</p>	<p>I. 外貨定期預金共通規定</p> <p>1. ～3. <省略></p> <p>4. （外国為替相場・手数料等）</p> <p>(1)～(3) <省略></p> <p>(4) この預金について外貨現金による<u>支払い請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫店頭に表示する外国為替相場により換算して当該外貨現金相当の円貨により支払うことがあります。</u></p> <p>5. ～16. <省略></p> <p>II. <省略></p> <p>III. <省略></p> <p style="text-align: right;">以上 (2023.5.1)</p>

以上